

## 社会福祉法人東部偕興会 役員及び評議員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東部偕興会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 本規程において役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 理事長 別表1に定める報酬
- (2) 理事及び監事 別表1に定める報酬
- (3) 評議員 別表2に定める報酬

### (理事会の出席報酬等)

第4条 理事及び監事が理事会に出席したときは、各年度の総額が理事全員で700,000円、監事全員で300,000円を超えない範囲で、別表1により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、第5条の報酬を支払わないものとする。

### (役員の勤務報酬等)

第5条 理事及び監事が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 監事が理事会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

### (評議員会の出席報酬等)

第6条 評議員が評議員会に出席したときは、各年度の総額が評議員全員で500,000円を超えない範囲で、別表2により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、第7条の報酬を支払わないものとする。

### (評議員の勤務報酬等)

第7条 評議員が評議員会以外の日において、業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(報酬の支給方法)

第8条 役員及び評議員の報酬は、職務執行の都度、法令に定めるところによる控除すべき金額を控除して、本人に現金で支給する。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年4月 1日より適用する。

この規程は、平成30年6月18日より適用する。

別表1

理事会等出席報酬	報 酬 (日 額)
理 事 長	5, 3 4 0 円
理 事	5, 3 4 0 円
監 事	5, 3 4 0 円

別表2

評議員会等出席報酬	報 酬 (日 額)
評 議 員	1 2, 4 8 0 円

## 社会福祉法人東部偕興会 評議員選任・解任委員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東部偕興会の評議員選任・解任委員(以下「選任・解任委員」という)の報酬等について定めるものである。

(選任・解任委員の出席報酬等)

第2条 選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている者に対しては、報酬等は支給しない。

(選任・解任委員の勤務報酬等)

第3条 選任・解任委員が評議員会選任・解任委員会以外の日において、業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(公表)

第4条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年2月28日より適用する。

この規程は、平成30年6月18日より適用する。

別表1

評議員選任・解任委員会出席報酬等	報 酬 (日 額)
監 事	12,480円
外 部 委 員	12,480円
事 務 局 員	12,480円